

自立支援給付金のご案内

長岡市では、ひとり親家庭の生活の安定と自立を応援するため、「自立支援給付金事業」を行っています。この事業では、安定した仕事に就くことを目的として、次のような支援を行います。

- ・就職やスキルアップのための講座受講にかかる費用の支援
- ・資格取得のための養成期間中の生活費の支援（将来、安定した収入が見込める資格が対象です。）

希望される方は、事前の面談が必要です。 ※ 生活保護受給者の方は、ケースワーカーへご相談ください。

	A 自立支援教育訓練給付金 (講座費用の支援)	B 高等職業訓練促進給付金 (生活費の支援)
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市に住所を有するひとり親家庭の父または母で、20歳未満の児童を養育しており、次のすべての要件に該当する方 ※児童が修業中に20歳に達した場合も、引き続き扶養していれば修業修了まで対象となります。 ・事前相談(予約制)のうえ、「母子・父子自立支援プログラム」が策定されている方 	
	<ul style="list-style-type: none"> ① 受講する講座が、安定した適職への就職または転職等につながるものとして認められること ② これまでに「自立支援教育訓練給付金」を利用したことがないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童扶養手当を受給している、または同程度の所得水準であることまたは、ひとり親家庭等医療費助成事業の対象であること ※児童扶養手当の所得限度額を超えた場合でも、超過後1年間に限り、引き続き対象となります。 ② 養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること ③ 仕事や育児と、資格取得のための修業を両立することが困難であると認められること ④ これまでに「高等職業訓練促進給付金」または「高等技能訓練促進費」を利用したことがないこと
対象講座・資格等	<p>次のいずれかに該当する指定教育訓練講座が対象です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険制度の一般教育訓練・特定一般教育訓練・専門実践教育訓練に指定されている講座 ・その他、地域の実情に応じて市長が認めた講座 	<ul style="list-style-type: none"> ①看護師 ②准看護師 ③保育士 ④介護福祉士 ⑤作業療法士 ⑥理学療法士 ⑦歯科衛生士 ⑧美容師 ⑨社会福祉士 ⑩製菓衛生師 ⑪調理師 ⑫シスコシステムズ認定資格 ⑬LPI 認定資格 ⑭その他、市長が定める資格 <p>注)高等職業訓練促進給付金と同趣旨の給付をすでに受けている場合は、対象とならないことがあります。(※1)</p>
支給期間・金額等	<p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 雇用保険の教育訓練給付金を受けられない方 受講料として支払った金額の60%を支給します。 ・支給の上限:20万円! ・支給額が1万2千円以下の場合は対象外! ② 雇用保険の教育訓練給付金を受けられる方 ①の金額から、雇用保険の教育訓練給付金の支給額を差し引いた金額を支給します。 ・差引額が1万2千円以下の場合は対象外! ・雇用保険の給付とあわせて、合計で①と同額(受講料の60%)になるよう支給されます。! ③ 看護師などの専門資格を目指す方 専門実践教育訓練の場合、最大160万円まで支給します。(准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、最大200万円) ・上限額:40万円 × 修学年数 ④ 専門実践教育訓練を受講した方への追加支援 修了後1年以内に資格を取得し、就職した場合は、さらに給付を受けられる場合があります。 ・支給額:受講料の85%相当 ・上限:240万円(60万円 × 修学年数) (准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する場合は、最大300万円となる場合あり) 	<p>【訓練促進給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 支給期間 養成機関で修業する全期間(最長48か月) (准看護師から看護師養成機関へ引き続き進学する場合は最長60か月) ② 支給額(月額) ・非課税世帯:100,000円 ・課税世帯:70,500円 ※修業期間の最後の1年間は増額 ・非課税世帯:140,000円 ・課税世帯:110,500円 <p>【修了支援給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 ・非課税世帯:50,000円 ・課税世帯:25,000円 <p>※扶養している児童が修業中に20歳に達したが、対象要件を満たしている場合に支給</p> <p>【訓練促進継続給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 ・訓練促進給付金と同額(月額) <p>【修了支援特別給付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給額 修了支援給付金と同額

	A 自立支援教育訓練給付金 (講座費用の支援)	B 高等職業訓練促進給付金 (生活費の支援)
事前相談・手続き等	<p>申請の流れ</p> <p>① 事前相談・面談(要予約) 給付金の支給を希望される方は、申請前に必ず事前相談と面談が必要です。</p> <p>② 母子・父子自立支援プログラム策定の申込み 講座受講開始の1か月前までに、事前相談を行い、母子・父子自立支援プログラム策定の申込みをしてください。</p> <p>③ 雇用保険の教育訓練給付金の確認 ハローワークで、「教育訓練給付金支給要件回答書」を取得してください。(給付率20%) 注)雇用保険に加入したことがない方は、別途確認書類が必要です。(※2)</p> <p>④ 受講講座の指定申請 講座開始の1か月前までに、必要書類を添えて ・受講対象講座指定申請書 ・同意書 を提出してください。 ※通信講座の場合は、教材が届いた日が講座開始日になります。</p> <p>④ 給付金の交付申請 講座を修了した日から30日以内に、必要書類を添えて ・給付金交付申請書 ・実績報告書 を提出してください。 ※雇用保険の教育訓練給付金を受給する場合は、支給決定通知書が届いてから手続きを行ってください。</p> <p>◎ 専門実践教育訓練を受講した方へ(追加給付) 専門実践教育訓練講座を修了後、1年以内に資格を取得し、就職した場合は、追加給付の申請ができます。 ・申請期限:資格取得日または就職日のいずれか遅い日の翌日から30日以内</p>	<p>1.【訓練促進給付金】申請の流れ</p> <p>① 事前相談・面談(要予約) 給付金の支給を希望される方は、申請前に必ず事前相談と面談が必要です。</p> <p>② 養成機関受験 試験結果を生活支援課までお知らせください。</p> <p>③ 母子・父子自立支援プログラム策定の申込み 養成機関を受験し、合格が確認できた時点で再度面談を行い、母子・父子自立支援プログラム策定の申込みをしてください。</p> <p>④ 訓練促進給付金 支給申請 必要書類を添えて、下記書類を提出してください。 ・訓練促進給付金支給申請書 ・同意書</p> <p>⑤ 審査 事前相談の内容および提出書類をもとに、支給要件等について審査を行います。</p> <p>⑥ 支給決定 審査の結果、支給が決定した場合は、「高等職業訓練促進給付金支給決定通知書」を送付します。</p> <p>※修業期間中は、 ・四半期ごと:出席証明書 ・半年ごと:修得単位の証明書を提出していただき、修業状況を確認します。 (卒業するまで、毎年度ごとに申請が必要です。)</p> <p>2.【修了支援給付金】申請について</p> <p>① 修了支援給付金 支給申請 養成機関を修了した日から 30 日以内に、必要書類を添えて 修了支援給付金支給申請書を提出してください。</p>
申請・相談窓口	<p>長岡市役所 福祉保健部生活支援課 ひとり親支援担当</p> <p>電話:0258-39-2338(直通)</p> <p>受付時間:月～金曜日(祝・休日及び12月29日～1月3日は除く) 8:30～16:30</p>	

※1 求職者支援制度における職業訓練受講給付金、雇用保険法 24 条に定める訓練延長給付、雇用保険法による教育訓練支援給付金等。また、大学等修学支援法による給付型奨学金との併用はできません。給付型奨学金の認定を受けている場合は、支給停止の手続きを行ってください。

※2 雇用保険被保険者資格取得届出確認回答書をハローワークで証明してもらう。